



田奈小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子供が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。子供は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できると考えます。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示します。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件です。
- (2) いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があります。
- (3) 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要があります。
- (4) 子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努めます。

3. 田奈小学校いじめ防止基本方針策定の目的

子供のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める必要があります。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。その実行のために、学校全体で子供の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要があるため、田奈小学校いじめ防止基本方針の策定を行います。

4. いじめ防止に向けた田奈小学校の方針

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。いじめを防止するためには、職員全員が子供のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子供自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

田奈小学校では、横浜市の「いじめ防止対策推進法」に基づき、誰もが安心して豊かな生活ができるように、日常から人権・道徳教育を進めることで児童の人権意識を高めるとともに、学校行事や特別活動等によりコミュニケーション能力を育成し、本校の学校教育目標の一つである、『一人ひとりの良さを認め合い、共に生きる子ども』を育みます。

5. 田奈小学校いじめ防止基本方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

組織の設置及び組織的な取組

1. 組織の構成

「いじめ防止対策委員会」を組織とします。

構成員は、管理職・教務主任・児童支援専任・人権福祉委員会とし、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

2. 組織の役割

- ・「田奈小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施やいじめ防止に向けた年間計画の作成およびPDC Aサイクルでの検証を行います。
- ・いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組みます。
- ・いじめの相談・通報の窓口とします。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、対応に関する役割分担の中核となります。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施し、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行います。

3. 年間計画

- | | | |
|-----|-------------------------|------------------------------|
| 4月 | いじめ防止校内研修 | 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」アンケート調査 |
| 5月 | 児童理解研修 | 家庭訪問 |
| 6月 | いじめ解決のための生活アンケート実施（児童） | 指導の振り返りシートの実施（教員） |
| 7月 | 教育相談 | 職員研修 「まち」とともに歩む学校づくり懇話会（まち懇） |
| 9月 | 計画・取組の中間見直し | 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」アンケート調査 |
| 10月 | いじめ解決のための生活アンケート実施（児童） | 指導の振り返りシートの実施（教員） 児童理解研修 |
| 12月 | いじめ解決一斉キャンペーン（人権週間） | 個人面談 職員研修 |
| 1月 | 「まち」とともに歩む学校づくり懇話会（まち懇） | |
| 3月 | 計画・取組の直し・次年度計画 | |

※日程はまだ確定していませんが、6年生対象「ネットのいじめ防犯教室」5年生対象「していいこと、してはいけないこと」の警察の方による学習会を行います。

学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

1. いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。さらに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援します。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成かついじめへの対応に係る教員の資質向上のために、チ

チェックシートや職員研修を、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラムとして盛り込みます。加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

2. 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

このために、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努めます。また、いじめの早期発見を徹底する観点から、6月と10月に「いじめ根絶に向けてのチェックシート」を作成、共有し、全教職員で実施します。

あわせて、4～5月と9～10月の「子どもの社会的スキル横浜プログラム」アンケート調査や、5月家庭訪問・7月教育相談・12月個人面談等の実施、12月の「いじめ解決一斉キャンペーン」等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。**いじめ解決一斉キャンペーンのアンケートに上がってこない児童に対しても注意深く声かけし、実態把握に努めます。**

さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、情報モラル教育を推進し、6年生対象の「ネットのいじめ防犯教室」や5年生対象の「していいこと、してはいけないこと」の警察の方による授業を行い、児童の意識の向上及び保護者への啓発に努めます。4

3. いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行います。加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行います。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守ります。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していきます。

4. 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する『「まち」とともに歩む学校づくり懇話会(まち懇)』を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

重大事態への対処

1. 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。

2. 重大事態の調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施します。調査結果を教育委員会に報告します。

3. 児童生徒・保護者への報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して正確に報告します。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

その他

・必要があると認められた際には、田奈小学校いじめ防止基本方針を改定し、あらためて公表します。